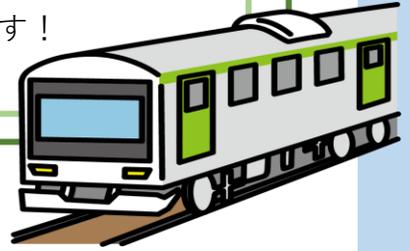


技能労働者認定職業訓練交通費補助金

NEW!

認定職業訓練施設への通学でかかった交通費を補助します！



【補助対象経費】

自宅または勤務先事業所から、愛知県内かつ豊橋市外にある認定職業訓練施設までの往復交通費

【対象者】

- ①豊橋共同職業訓練協会の会員企業
- ②豊橋市内の中小企業者等
- ③①および②の役員または従業員
- ④中小企業者の役員または従業員で豊橋市に住民登録がある者

【要件】

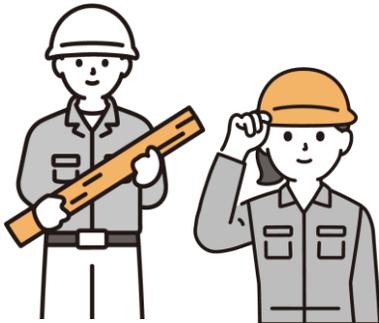
- ①令和7年4月1日以降に職業訓練法人が行う普通職業訓練の普通課程であって、木造建築科、造園科、建築板金科にかかる認定職業訓練を受けるための交通費であること
- ②交通手段が公共交通機関であること
※この補助金においては、鉄道やバス、路面電車を指します。
- ③領収書の写し、乗車券の写し、ICカード乗車券の利用履歴の写し等により、利用日および乗車区間並びに交通費の支払いが確認できること
※上記の支払いが確認できる書類がない場合、補助金の交付ができません。

【補助率など】

対象経費の1/2の額（1,000円未満切り捨て）、1年度1人あたり上限15万円

※1事業者等につき1年度1回のみ申請が可能です。

※国、県、その他地方公共団体等からの補助がある場合は、この額を差し引きます。



申請に必要な書類、申請様式など
詳細は補助金HPをご覧ください。

豊橋市HP→

